



# Seven summits text 7サミットテキスト

司法試験新時代を制する  
LECが誇る入門講座テキストです!

## POINT 1 2色刷りで効果的学習

重要な概念・キーワードは青字で表示

ポイントを押さえた学習は早期合格に必須です。重要なポイントを一目でわかるように青字で表示し、記憶の定着を図っています。

サンプル 第2節 主観的有効要件/1

□ 93条と転得者  
＜問題の所在＞  
心裡留保による意思表示の直接の相手方が悪意（または有過失）であったために意思表示が無効となった場合（93但書）、転得者（第三者）は全く保護されないのだろうか。93条には、第三者との関係について、何ら規定がないことから問題になる。

債権法改正の基本方針～心裡留保  
【1.5.11】（心裡留保）  
＜1＞ 表意者がその真意でないことを知って意思表示をした場合は、次のいずれかに該当するときに限り、その意思表示は無効とする。  
＜ア＞ その真意でないことを相手方が知っていたとき。  
＜イ＞ その真意でないことを相手方が知ることができたとき。ただし、表意者が真意を有するものと相手方に誤信させるため、表意者がその真意でないことを秘匿したときは、この限りでない。  
＜2＞ <1>による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

＜図表入48＞ <94条2項の類推適用～93条ただし書の事例＞  
通謀虚偽表示  
① A → B → C  
94 I で無効 善意の第三者 94 II で保護

心裡留保  
② A → B → C  
93 但書で無効 悪意の第三者 94 II 類推で保護

＜考え方のすじ道＞  
心裡留保による意思表示の相手方が悪意（または有過失）の場合に意思表示が無効とした（93但書）のは、このような相手方が保護に値しないからである。  
しかし、心裡留保の事情を知らない転得者が登場した場合には、この者を保護する必要がある。  
思うに、心裡留保において相手方が悪意・有過失のため意思表示が無効とされる場合は、通謀虚偽表示の場合と社会的な事実としてはほとんど同じであり（事実の類似性）、94条2項の類推の基礎がある。

サンプル 第4編 権利移転型契約1：売買 第3章 売買契約の有効要件/2

③ 仮貸借権の譲受人  
＜図表入35＞ <94条2項の第三者～仮貸借権の譲受人＞

c f. 債権の仮貸借受人から取立てのための債権を譲り受けた者→「第三者」に含まれない。  
：「独立の利害関係人ではないから。」

＜図表入36＞ <94条2項の第三者～債権の仮貸借受人から取立てのための債権の譲受人＞

Cは「独立」の利害関係を持たない

＜図表入37＞ <判例における94条2項の「第三者」の整理＞

判例で「第三者」に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 不動産の仮貸借受人からさらに譲り受けた者</li> <li>② 仮貸借受人の不動産につき抵当権の設定を受けた者</li> <li>③ 仮貸借権の譲受人</li> <li>④ 仮貸借受人から目的物を譲り受ける契約をした者</li> <li>⑤ 虚偽表示の目的物に対して差押えをした金銭債権者</li> <li>⑥ 仮貸借受人が破産した場合の破産管財人</li> </ul>
判例で「第三者」に該当しないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一番抵当権が仮貸借で放棄された場合に、一番抵当権者となったと誤信した二番抵当権者</li> <li>② 債権の仮貸借受人から取立てのための債権を譲り受けた者</li> <li>③ 債権を仮貸借した者が、その譲渡を無効として債務者に請求する場合の債務者（ただし、債務者が弁済あるいは準消費貸借契約を締結した場合は該当する）</li> <li>④ 代理人や代表機関が虚偽表示をした場合における本人・法人</li> <li>⑤ 仮貸借受人の単なる債権者</li> <li>⑥ 仮貸の「第三者のためにする契約」における第三者</li> <li>⑦ 土地の仮貸借受人がその土地に建物を建築し、その建物を賃貸した場合の建物賃借人</li> </ul>

## POINT 2 最新法改正に完全対応

年々変化する制定法をしっかりとフォロー

平成26年、会社法と行政法が改正され、平成28年には刑事訴訟法が、平成29年には刑法が改正されました。また、民法の債権法分野も平成29年に大改正されました。法律は社会の変化に応じて変化し続けるものですが、LECのテキストも最新の法改正に対応して進化し続けています。法改正によっても変わらない法原則をしっかりと説き起こすとともに、最新の情報をキャッチアップしているので、万全の態勢で試験に臨むことができます。

## POINT 3 整理図、まとめ表が豊富

言葉だけではつかみにくい法概念・事実関係を図表でわかりやすく明示学習を始めると字面だけではわかりにくい抽象的な法概念や複雑な事案が多々あることに気づかれるでしょう。そこで、そのような不安を取り除くべく、わかりやすく整理図・まとめ表を豊富に用意し、理解の促進を図っています。

# キスト・教材

合格ナビゲート

カリキュラム

テキスト

専任講師陣

受講スタイル

フォロー

こちらに掲載されている教材はすべて受講料に含まれています！

## POINT 4 実務を意識したコンテンツの充実

要件事実、事実認定など司法試験・予備試験の実務基礎科目対策も十分試験制度が変化し、司法試験では法曹としての実務能力が問われています。しかし、いわゆる基本書だけではその対策が難しいのも現実です。そこで、実務に必須の要件事実論、事実認定論も完全収録し、試験に不安を残しません。

## POINT 5 重要な判例は第1番等も紹介

司法試験に必要なとされる判例学習もこのテキストで最高裁判決の理由の要約だけ、結論だけを覚えるのでは判例の立場を本当に理解したとはいえません。7サミットテキストは重要な判例について事実についてポイントを押えながら丁寧に紹介し、最高裁判所の前の審級の判断も紹介し、争点についての判断の変化や法的問題に関する視点の変化を追えるようにしました。このような判例学習をすることで、法的問題の発見能力、法解釈論の展開力を養成することができます。

サンプル 第2章 主観的有効要件/3

● 考えてみよう①～要件事実の世界～ ●

＜94条2項類推適用＞  
**法律上の争点が生ずる場面ではどのように影響するか**

94条2項の類推適用により第三者が保護されるためには、前述の通り①虚偽の外観の存在、②真の権利者の帰属性、③外観への信頼が必要である。この①～③についてどのような事実を具体的に主張立証するかについては、それぞれ④権利帰属の外観があること、すなわち、建物所有登記等がある者に権利が帰属しているようにみえる客観的状態、⑤真正権利者が権利帰属の外観を作出し、または容認させたこと、⑥第三者が保護されるに値する事情を備えていることをいうことになる。下記事例編中例ではそれぞれ④は(カ)、⑤は(キ)、⑥は(ク)にある。

このように、94条2項類推適用の場合には虚偽の意思表示に代わって類推の基礎があることを主張立証することになるのである。

● **新設物** ●  
 所有権に基づく妨害排除請求としての所有権移転登記請求手続請求権

● **請求原因** ●  
 (ア) Xは、平成○○年○月△日当時、甲土地を所有していた。  
 (イ) Yは、現在甲土地を占有している。

● **抗弁** ●  
 (カ) 甲土地について、別紙物件目録記載のA名義の所有権移転登記がある。  
 (キ) (カ)の登記はXの意思によりなされた。  
 (ク) Aは、Yに対し、平成○○年○月△日、甲土地を売った。  
 (ケ) Yは、(ク)の当時、(カ)の登記を知り、甲土地がA所有であると信じた。

● **再抗弁** ●  
 (コ) Yは、(ク)の当時、甲土地がA所有であると信じたことにつき過失がある(過失の評価は別事例)。

**ブロック・ダイアグラム**

キ	イ	ク
(イ) Y本件土地占有	(カ) 甲土地につきA名義の登記 (キ) A名義の登記はXの意思に基づく (ク) AY土地売買契約締結 (ケ) (ク)当時、(カ)の登記を知り、A所有と信じた	(コ) A所有と信じたことによる過失(評価は別事例)

366/第2編 基本的人権の保障 第3章 精神的自由権

● 原稿内のビラ配布禁止についても、判例(裁判例 59-12-16/精選1〔62〕)は鉄道管理者の財産権、管理権の保護を理由に合意の判断を下した。  
 →第5条 三 3 「2」詳細 (p.388)

● 裁判例20-4-11/11選1〔63〕

事案：被告人らは「自衛隊のイラク派兵反対」などと記載したビラを郵便局(当時)立川郡各営業所ドア前等に設置する目的で、管理費・居住者の承諾を得ずに入力したところ、住居侵入罪(刑130条前段)で起訴された。

第1争点、「政治的表現活動の一態様……いづゆる従属的地位が認められていること」を理由に可罰的違法性なしとして無罪としたが、控訴審は有罪とし、被告人らが上告した。

判例：「表現の自由は民主主義社会において特に重要な権利として尊重されねばならぬ。被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使といえる。しかし、表現の自由といえども「公共の福祉」による「必要かつ合理的な制限」は受け、「たとえ、思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に侵害することはない。」

「本件では、表現そのものを掲載することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の集まる部分」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを認容することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、郵便局(当時)の職員及びその家族が私生活を送る場所である無償性の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁局舎がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることができる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいえ、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私生活を送る者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない。したがって、本件被告人らの行為をもって刑法130条前段の罪に問うことは、憲法21条1項に違反するものではない。」

● 裁判例21-11-30/1122選例〔6〕

事案：私設分譲マンションの玄関出入口から玄関内ドアを通じてエレベータで7階に上がり、各住戸のドアポストに悪意どろを投函しながら階次3階まで降りつつ、同ビラを全戸に投函した。玄関ホールには、掲示板、集合ポスト、管理入居の窓があり、掲示板には、本件マンションの管理組合を責めて、チラシ・パンフレット等配布の役かんを課する旨の張り紙、「入居登記記録」への記載を求める旨の張り紙が、よく目立つ位置によう付けられていて、被告人はこのような状況を認識していた。

判例：「(以下、改行・増添省略)……などに照らすと、法益侵害の程度が極めて軽微のものであったといえることはできず、他に犯罪の成立を阻却すべき事情は認められないから、本件立ち入り行為について刑法130条前段の罪が成立するというべきである。鑑みれば、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない。本件ビラのような政党の政治的意見を記載したビラの配布は、

## MESSEGE



神戸 思穂さん

### 平成28年司法試験合格

権利関係が錯綜しているものや学説が多岐に渡っているものについては、図表を用いて整理されているため、復習の際に、頭を整理するのに非常に役立ちました。また、「考え方のすじ道」は、論文を想定した書き方になっているため、これに自分なら、どのような表現をするか、どのようなあてはめをするかを意識的に考える素材として、有用でした。